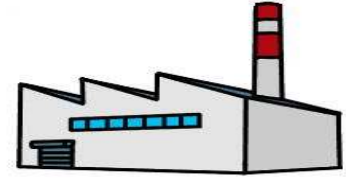


～水質汚濁防止法が一部改正されました～ (地下水汚染未然防止対策)

地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）が一部改正され、平成24年6月1日から施行されました。

法改正の概要は次のとおりです。



【法改正の概要】

1 対象施設の拡大（法第5条第3項関係）

有害物質（*1）を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について、県知事等（*2）に事前に届け出なければなりません。

これまでは、工場・事業場から公共用水域等に水を排出する者が、法第2条第2項に規定する特定施設を設置（構造等を変更）する場合に、事前の届出が義務づけられていました。

これに加え、今回新たに、

①下水道等に排水の全量を排出する等により、公共用水域等に水を排出しない「有害物質使用特定施設」（*3）

②「有害物質貯蔵指定施設」（*4）

を設置（構造等を変更）する場合に、事前の届出が義務づけられました。

平成24年6月1日時点で、既に設置又は設置工事に着手している場合は、平成24年6月30日までに県知事等へ届け出なければなりません。

(*1) 有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条）

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1. カドミウム及びその化合物 | 15. 1,2-ジクロロエチレン |
| 2. シアン化合物 | 16. 1,1,1-トリクロロエタン |
| 3. 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | 17. 1,1,2-トリクロロエタン |
| 4. 鉛及びその化合物 | 18. 1,3-ジクロロプロペン |
| 5. 六価クロム化合物 | 19. チウラム |
| 6. ひ素及びその化合物 | 20. シマジン |
| 7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 21. チオベンカルブ |
| 8. ポリ塩化ビフェニル（PCB） | 22. ベンゼン |
| 9. トリクロロエチレン | 23. セレン及びその化合物 |
| 10. テトラクロロエチレン | 24. ほう素及びその化合物 |
| 11. ジクロロメタン | 25. ふっ素及びその化合物 |
| 12. 四塩化炭素 | 26. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |
| 13. 1,2-ジクロロエタン | 27. 塩化ビニルモノマー |
| 14. 1,1-ジクロロエチレン | 28. 1,4-ジオキサン |

(*2) 県知事等

工場・事業場の所在地により、次のとおり届出窓口が異なります。

北九州市内：北九州市環境局環境監視部環境保全課（093-582-2290）

福岡市内：福岡市環境監理部環境保全課（092-733-5386）

久留米市内：久留米市環境部環境保全課（0942-30-9043）

上記を除く福岡県内：届出窓口（裏面）のとおりに

(*3) 有害物質使用特定施設（法第2条第8項）

有害物質をその施設において製造、使用、又は処理する特定施設

(*4) 有害物質貯蔵指定施設

有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設

*施設とは事業場に一定期間設置されるものであり、例えばドラム缶や車両等の移動可能なものは貯蔵施設に含まれません。

2 構造等に関する基準遵守義務等（法第12条の4関係）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととされました。また、この基準を遵守していないときは、県知事等は、必要に応じ改善命令等を行うことができることとされました。

3 定期点検の義務の創設（法第14条第5項関係）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期に点検し、その結果を記録し、3年間保存しなければならないこととされました。

※ 改正条文等、水質汚濁防止法の改正については福岡県のホームページにも情報を掲載しています。（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c01/fukuoka-mizu-env.html>）

○ 届出窓口

工場・事業場の所在地	窓 口	電話番号	所在地
		FAX番号	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡、糸島市	筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課	092-513-5612	〒816-0943 大野城市白木 3-5-25 筑紫総合庁舎
		092-513-5598	
古賀市 ^{*1)} 、糟屋郡 ^{*1)} 、 中間市 ^{*2)} 、宗像市 ^{*2)} 、 福津市 ^{*2)} 、遠賀郡 ^{*2)}	宗像・遠賀保健福祉環境 事務所 環境指導課 環境指導第一係（*1） 環境指導第二係（*2）	0940-36-6322	〒811-3436 宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎
		0940-36-2592	
直方市 ^{*1)} 、宮若市 ^{*1)} 、 鞍手郡 ^{*1)} 、飯塚市 ^{*2)} 、 嘉麻市 ^{*2)} 、嘉穂郡 ^{*2)} 、 田川市 ^{*3)} 、田川郡 ^{*3)}	嘉穂・鞍手保健福祉環境 事務所環境指導課 環境指導第一係（*1） 環境指導第二係（*2） 環境指導第三係（*3）	0948-21-4812（*1） 0948-21-4813（*2） 0948-21-4814（*3）	〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎
		0948-23-4162（共通）	
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 環境課環境指導係（久留米分庁舎）	0942-30-1058	〒839-0861 久留米市合川町 1642-1 久留米総合庁舎
		0942-37-1973	
柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潁郡、八女郡	南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課 （八女分庁舎）	0943-22-6964	〒834-0063 八女市本村字深町 25 八女総合庁舎
		0943-23-7424	
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 環境課環境指導係	0930-23-2380	〒824-0005 行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎内
		0930-23-4880	
大牟田市	大牟田市環境部	0944-41-2721	〒836-8666 大牟田市有明町 2-3
		0944-41-2722	
（問い合わせのみ）	福岡県環境部環境保全課 水質係	092-643-3359	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
		092-643-3357	